表二十七商業実務専門学校東亜リフレックスクール長田校商業実務高等課程本科の項の次に次のように加える。

専門学校神戸カレッジ・オブ・ファッション高等課程高等本科	平成十五年四月一日

表二十七辻村学園服飾専門学校服飾高等課程高等本科の項中「昭和六十二年三月一日」の下に「（平成十五年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表三十三岩国家政高等専修学校家政高等課程洋裁学科の項中「昭和六十三年三月一日」の下に「（平成十八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表四十四赤塚学園造形美術専門学校文化教養高等課程造形美術科の項中「平成十三年四月一日」の下に「（平成十八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表甲南ビジネス専門学校商業実務高等課程ビジネスコンピュータ科の項の次に次のように加える。

タラデザイン専門学校文化教養高等課程造形美術科	平成十八年四月一日

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第千六百十三号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第十七の規定に基づき、平成五年一月二十七日農林水産省告示第八十二号（タイ王国産ナンカンワン種、ナンドクマイ種、ピムセンダン種及びラッド種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成十八年十一月二十八日　農林水産大臣　松岡　利勝

一及び四の㈠中「ピムセンダン種」の下に「、マハチャノ種」を加える。

九を次のように改める。

九　表示

三の㈠の検査及び四の消毒が行われた生果実の各こん包又は束ねたこん包には、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

○農林水産省告示第千六百十四号

生糸の輸入に係る調整等に関する法律（昭和二十六年法律第三百十号）第十条第二項の規定に基づき、農林水産大臣が定める額を次のように定めたので、同条第三項の規定により当該農林水産大臣が定める額及びその適用期間を告示する。

平成十八年十一月二十八日　農林水産大臣　松岡　利勝

農林水産大臣が定める額　一キログラムにつき　一九〇円

適　用　期　間　平成十八年十二月一日から十二月三十一日まで

○農林水産省告示第千六百十五号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成十八年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成十八年十一月二十八日　農林水産大臣　松岡　利勝

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称

農機具の種類	農機具の形式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	クボタ　IC75MZ	206015	株式会社　クボタ

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農産振興課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局、都道府県庁及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供する。

○農林水産省告示第千六百十六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の六第一項の規定に基づき、株式会社アファス認証センターが認定に関する業務を行う事業所について、平成十八年九月二十九日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成十八年十一月二十八日　農林水産大臣　松岡　利勝

変更前の事業所の所在地　変更後の事業所の所在地

東京都中央区銀座五丁目十番十三号東洋精米機ビル　東京都港区新橋四丁目三十番四号

○農林水産省告示第千六百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成十八年十一月二十八日　農林水産大臣　松岡　利勝

一㈠　保安林の所在場所　福井県福井市浄教寺町四六字大谷二の三から二の五まで、六の四

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二㈠　保安林の所在場所　福井県福井市清水平町二一字向畑山一二の一から一二の五まで、一三の一

㈡　指定の目的　土砂の崩壊の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成十八年十一月二十八日　農林水産大臣　松岡　利勝

一　保安林の所在場所　大阪府茨木市大字上音羽一の二、二一五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大阪府庁及び茨木市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成十八年十一月二十八日　農林水産大臣　松岡　利勝

一㈠　保安林の所在場所　山口県山口市仁保中郷字石坂六二〇の一

㈡　指定の目的　水源のかん養

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字石坂六二〇の一（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。